技術名称:セメント系固化材を用いたブロック状混合処理工法「NSM工法」

1. 審查証明対象技術

1.1 審査証明依頼者

新栄重機建設工業株式会社 代表取締役 川村 真治 岩手県滝沢市大釜竹鼻 56 番地 2

アラタ工業株式会社 代表取締役 岡村 康弘 千葉県船橋市湊町一丁目1番17号

1.2 技術の名称

セメント系固化材を用いたブロック状混合処理工法「NSM工法」

1.3 技術の概要

NSM工法は、軟弱な浅層地盤に均質なソイルセメント改良地盤を築造するセメント系固化材を用いたブロック状混合処理工法である。

専用の掘削撹拌バケットと管理装置を使用することにより、均質な品質の改良体が築造できる。

(1) 掘削撹拌バケット

バケット後面が開放され鉛直のスリットが設けてあり、スリットから突き出すように取り付けた掘削羽根を鉛直方向に回転させる掘削撹拌装置である。

バケット前面からバケットの中に入った掘削土砂は撹拌羽根により固化材スラリーと混合撹拌され改良土となり、開放されているバケット後面から排出され、効率的な混合撹拌ができる。バケット後面に設けてあるスリットは、撹拌羽根が通過する際に撹拌羽根に土塊状に付着した土を粉砕することにより、土の共回りを防止して均質な品質の改良体を築造することができる。

(2) 管理装置

掘削撹拌機(汎用型バックホウ)に搭載し、掘削撹拌機アーム、ブームの傾斜角から掘削撹拌バケットの深度・位置を計測し、固化材スラリーの注入量を流量計で計測し、撹拌状況を撹拌羽根の回転数で計測してモニターに表示し記録する。

自動連続練りプラントから所定の配合の固化材液を供給して、混合処理範囲への固化材注入量や撹拌度を管理することにより、均質な品質の改良体が築造できる。

2. 開発の趣旨

粘着力が大きい地盤では、改良対象となる掘削土が土塊となり、撹拌羽根と共回りして固化材スラリーと十分に混合撹拌されない可能性がある。このような状態の共回りを防止するために、バケット後面にスリットを設けスリットから突き出すように取り付けた撹拌羽根を鉛直方向に回転する掘削撹拌バケットを開発した。このバケットの撹拌羽根は、スリットを通過する際に撹拌羽根に付着した土がスリットで落とされ、土を粉砕

することができるので、撹拌効率が良く、固化材液と原地盤とを撹拌混合できる。

オペレーターが施工中に、撹拌バケット深度・位置、時間、固化材液注入量および撹拌度の指標である撹拌羽根回転数を、管理装置モニターを通じて確認できる管理装置を開発した。この管理装置により、固化材添加量や撹拌度を管理できる。

3. 開発の目標

- (1) 共回り防止機構が付いた掘削撹拌バケットを使用することにより、固化材と原地盤とが撹拌混合され、均質な改良体を築造することができること。
- (2) 掘削撹拌バケットの深度、位置と、固化材の注入量と撹拌羽根の回転数をオペレーター席のモニターに表示し施工状況を把握、記録できる管理装置と自動プラントを使用することにより、混合処理範囲と改良状況を把握することができること。

4. 審査証明の方法

依頼者より提出された審査証明資料及び本工法の現場立会試験結果により、本技術の 性状を確認することとした。

- (1) 共回り防止機構が付いた掘削撹拌バケットを使用することにより、固化材と原地盤とが撹拌混合され、均質な改良体を築造することができることに関する確認。
 - ・粘性土、砂質土、ローム地盤において深度コアの一軸圧縮強度試験、同一断面コア の一軸圧縮強度試験、コア採取率による改良体の品質の確認
 - ・ローム地盤において施工立会試験による確認
- (2) 掘削撹拌バケットの深度、位置と、固化材の注入量と撹拌羽根の回転数をオペレーター席のモニターに表示し施工状況を把握、記録できる管理装置と自動プラントを使用することにより、混合処理範囲と改良状況を把握することができることに関する確認。
 - ・施工管理装置モニターの表示値および記録値と、実測値の比較による確認
 - ・施工立会試験による確認

5. 審査証明の前提

本審査証明は、依頼者から提出された資料には事実に反する記載がなく、依頼者の責任において適正に設計・施工・品質管理および安全対策等が行われることを前提に、依頼者から提出された資料に基づいて行われたものである。

6. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に対して、設定された確認方法により確認した範囲とする。なお、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は審査証明の範囲に含まれない。

7. 審查証明結果

本技術について、前記の開発の趣旨、開発の目標に照らして審査された結果は、以下のとおりである。

- (1) 共回り防止機構が付いた掘削撹拌バケットを使用することにより、固化材と原地盤 とが撹拌混合され、均質な改良体を築造することができると判断される。
- (2) 掘削撹拌バケットの深度、位置と、固化材の注入量と撹拌羽根の回転数をオペレーター席のモニターに表示し施工状況を把握、記録できる管理装置と自動プラントを使用することにより、混合処理範囲と改良状況を把握することができると判断される。

8. 留意事項及び付言

- (1) 施工にあたり、依頼者が作成した施工マニュアルに基づくことが必要である。
- (2) 管理者、作業者が本技術の施工マニュアルについて十分な理解が得られるように配慮すること。
- (3) 本審査証明の範囲である土質は砂質土、粘性土、ローム地盤である。

9. 審査証明経緯

- (1) 2013 年 1 月 29 日付けで依頼された本技術について技術審査を行い、2013 年 7 月 29 日付けで技術審査を完了した。なお、審査証明の有効期限は、5 年間(2018 年 7 月 28 日まで)とする。
- (2) 2014 年 1 月 27 日付けで依頼された本技術に関する下記の変更について技術審査を 行い、同日付けで技術審査を完了した。なお、審査証明の有効期限は、5 年間 (2019 年 1 月 26 日まで)とする。

(主な変更・追加事項)

- ・審査証明依頼者 4 社体制のうち 1 社(日栄技建工業制)を削除し、3 社体制へ変更。
 - これに伴い、施工体制、施工マニュアル等に記載される審査証明依頼者名を3社 体制へ変更。
- (3) 2018年6月8日付けで依頼された本技術に関する更新について技術審査を行い、2018年6月21日付けで技術審査を完了した。なお、審査証明の有効期限は、更新前の有効期限から起算して5年間(2024年1月26日まで)とする。